令和7年10月分

令和7年11月28日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆　**職種別求人・求職・賃金バランスシート**

10 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆　**有効求人・有効求職のバランス**

☆　**産業別求人賃金一覧表**

☆　**中途採用時賃金月額**

令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**新規学校卒業者初任給情報**

令和 7 年 3 月～令和 7 年 5 月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　**千葉県の最低賃金一覧表**

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆　**地域別最低賃金一覧（47 都道府県）**

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所　〒２６０－０８４２　千葉市中央区南町２－１６－３
海気館蘇我駅前ビル３階・４階
TEL　０４３－３００－８６０９
FAX　０４３－３００－８６１９

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2025年10月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職　種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,281	**4,450**	**0.96**	**313,104**	**233,364**	**248,624**	**職　業　計**	**2,235**	**2,683**	**0.83**	**1,513**	**1,297**	**1,287**
13	**21**	**0.62**	**357,644**	**259,361**	**388,750**	**A管理的職業従事者**	**1**	**5**	**0.20**	**1,200**	**1,200**	**1,250**
0	0	－	0	0	0	01管理的公務員	0	0	－	0	0	0
0	1	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
11	14	0.79	357,644	259,361	468,000	03法人・団体管理職員	0	0	－	0	0	0
2	6	0.33	0	0	256,667	04その他の管理的職業従事者	1	5	0.20	1,200	1,200	1,250
849	**631**	**1.35**	**338,809**	**252,743**	**290,849**	**B専門的・技術的職業従事者**	**358**	**281**	**1.27**	**1,727**	**1,482**	**1,750**
0	7	－	0	0	750,000	05研究者	0	1	－	0	0	0
0	3	－	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
16	29	0.55	435,714	250,000	347,778	07製造技術者（開発）	0	7	－	0	0	2,500
8	57	0.14	0	0	305,625	08製造技術者（開発を除く）	0	13	－	0	0	2,433
192	40	4.80	451,569	270,210	316,000	09建築・土木・測量技術者	1	8	0.13	0	0	1,200
44	102	0.43	321,384	238,000	333,333	10情報処理・通信技術者	0	19	－	0	0	1,625
10	7	1.43	375,000	270,000	200,000	11その他の技術者	7	5	1.40	1,200	1,140	1,170
8	6	1.33	400,000	370,000	0	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	10	12	0.83	2,263	1,997	6,500
189	88	2.15	313,756	255,360	273,571	13保健師，助産師，看護師	106	67	1.58	1,884	1,700	1,609
63	20	3.15	317,442	253,401	276,667	14医療技術者	41	9	4.56	1,972	1,678	938
30	24	1.25	289,922	214,958	250,000	15その他の保健医療従事者	12	14	0.86	1,704	1,522	1,200
251	98	2.56	317,295	250,088	248,750	16社会福祉専門職業従事者	153	74	2.07	1,448	1,222	1,217
3	2	1.50	275,000	205,000	300,000	17法務従事者	0	0	－	0	0	0
0	7	－	0	0	275,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	3	－	0	0	0
13	17	0.76	343,000	285,300	246,000	19教員	20	8	2.50	1,200	1,150	1,500
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	8	－	0	0	260,000	21著述家，記者，編集者	1	6	0.17	1,500	1,200	1,350
1	56	0.02	0	0	295,000	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	0	17	－	0	0	1,400
0	0	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
21	60	0.35	310,000	236,667	244,545	24その他の専門的職業従事者	7	17	0.41	2,000	1,367	1,300
309	**1,302**	**0.24**	**268,960**	**215,156**	**227,611**	**C事務従事者**	**213**	**691**	**0.31**	**1,311**	**1,194**	**1,201**
186	1,075	0.17	247,760	203,735	221,444	25一般事務従事者	121	579	0.21	1,336	1,211	1,196
32	86	0.37	330,617	253,782	232,000	26会計事務従事者	13	39	0.33	1,250	1,140	1,328
29	42	0.69	336,237	247,628	308,000	27生産関連事務従事者	8	13	0.62	1,167	1,147	0
15	62	0.24	237,167	197,500	233,333	28営業・販売事務従事者	7	14	0.50	1,347	1,163	1,150
0	1	－	0	0	0	29外勤事務従事者	2	1	2.00	1,140	1,140	0
43	11	3.91	357,000	280,000	0	30運輸・郵便事務従事者	7	6	1.17	0	0	1,140
4	25	0.16	247,500	177,500	273,333	31事務用機器操作の職業	55	39	1.41	1,240	1,140	1,210
233	**209**	**1.11**	**306,614**	**228,896**	**263,265**	**D販売従事者**	**58**	**114**	**0.51**	**1,254**	**1,204**	**1,211**
128	101	1.27	324,163	228,466	221,739	32商品販売従事者	42	102	0.41	1,160	1,143	1,217
0	7	－	0	0	400,000	33販売類似職業従事者	6	1	6.00	0	0	0
105	101	1.04	298,910	229,085	296,000	34営業職業従事者	10	11	0.91	1,395	1,295	1,100
553	**392**	**1.41**	**266,545**	**220,796**	**225,814**	**Eサービス職業従事者**	**910**	**329**	**2.77**	**1,599**	**1,298**	**1,220**
0	2	－	0	0	100,000	35家庭生活支援サービス職業従事者	8	0	－	0	0	0
357	132	2.70	272,110	223,401	220,870	36介護サービス職業従事者	546	96	5.69	1,764	1,366	1,305
59	22	2.68	241,165	195,945	200,000	37保健医療サービス職業従事者	43	13	3.31	1,684	1,206	1,165
11	32	0.34	271,500	209,040	236,000	38生活衛生サービス職業従事者	14	9	1.56	1,300	1,150	1,500
45	91	0.49	255,750	207,444	229,200	39飲食物調理従事者	143	104	1.38	1,258	1,182	1,128
38	53	0.72	311,233	230,467	240,000	40接客・給仕職業従事者	98	44	2.23	1,313	1,213	1,134
3	23	0.13	231,800	231,800	233,750	41居住施設・ビル等管理人	1	22	0.05	1,459	1,397	1,174
40	37	1.08	257,055	236,777	212,500	42その他のサービス職業従事者	57	41	1.39	1,297	1,166	1,300
87	**41**	**2.12**	**247,600**	**213,250**	**231,250**	**F保安職業従事者**	**123**	**33**	**3.73**	**1,373**	**1,222**	**1,210**
0	2	－	0	0	380,000	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	1	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
87	38	2.29	247,600	213,250	210,000	45その他の保安職業従事者	123	33	3.73	1,373	1,222	1,210
15	**35**	**0.43**	**329,500**	**233,500**	**212,500**	**G農林漁業従事者**	**14**	**27**	**0.52**	**1,600**	**1,267**	**1,179**
15	33	0.45	329,500	233,500	212,500	46農業従事者	14	27	0.52	1,600	1,267	1,179
0	2	－	0	0	0	47林業従事者	0	0	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
782	**258**	**3.03**	**296,443**	**221,744**	**245,909**	**H生産工程従事者**	**69**	**69**	**1.00**	**1,527**	**1,186**	**1,228**
43	6	7.17	266,637	218,100	0	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
86	17	5.06	291,223	235,368	225,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	0	3	－	0	0	1,500
0	7	－	0	0	300,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	－	0	0	0
162	46	3.52	319,069	228,200	235,000	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	33	8	4.13	1,780	1,196	1,300
87	48	1.81	270,179	212,888	241,250	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	24	27	0.89	1,233	1,143	1,178
39	22	1.77	390,802	234,340	262,500	54機械組立従事者	0	6	－	0	0	1,140
281	40	7.03	295,012	218,149	242,857	55機械整備・修理従事者	7	7	1.00	0	0	1,300
17	6	2.83	272,511	205,320	300,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	3	－	0	0	1,200
18	6	3.00	220,120	203,480	200,000	57製品検査従事者（金属製品を除く）	0	1	－	0	0	0
4	5	0.80	0	0	0	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	0
45	55	0.82	392,000	261,333	260,000	59生産関連・生産類似作業従事者	5	12	0.42	1,400	1,213	0
307	**262**	**1.17**	**306,421**	**234,203**	**262,656**	**I輸送・機械運転従事者**	**132**	**68**	**1.94**	**1,257**	**1,187**	**1,198**
0	0	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
247	133	1.86	303,127	236,257	274,333	61自動車運転従事者	123	50	2.46	1,245	1,173	1,198
0	1	－	0	0	250,000	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
33	60	0.55	294,125	223,400	254,375	63その他の輸送従事者	0	12	－	0	0	1,100
27	68	0.40	329,916	230,108	250,588	64定置・建設機械運転従事者	9	6	1.50	1,333	1,280	1,300
804	**101**	**7.96**	**408,923**	**251,706**	**257,895**	**J建設・採掘従事者**	**22**	**10**	**2.20**	**1,711**	**1,293**	**1,600**
150	17	8.82	418,135	258,759	262,500	65建設躯体工事従事者	0	0	－	0	0	0
215	27	7.96	391,979	259,941	217,500	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	17	4	4.25	1,785	1,178	0
168	25	6.72	443,546	248,017	250,000	67電気工事従事者	2	0	－	1,200	1,200	0
271	32	8.47	379,688	244,054	278,750	68土木作業従事者	3	6	0.50	2,000	1,733	1,600
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
329	**573**	**0.57**	**261,495**	**218,747**	**222,584**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**335**	**653**	**0.51**	**1,234**	**1,173**	**1,150**
179	226	0.79	258,195	219,345	247,895	70運搬従事者	21	79	0.27	1,180	1,163	1,196
50	82	0.61	263,176	222,047	171,818	71清掃従事者	126	198	0.64	1,170	1,145	1,136
27	13	2.08	263,027	233,027	210,000	72包装従事者	40	23	1.74	1,327	1,140	1,200
73	252	0.29	264,781	211,142	212,632	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	148	353	0.42	1,270	1,194	1,154

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。

✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス （令和7年10月分） ハローワーク千葉南

グラフ 1 常 用

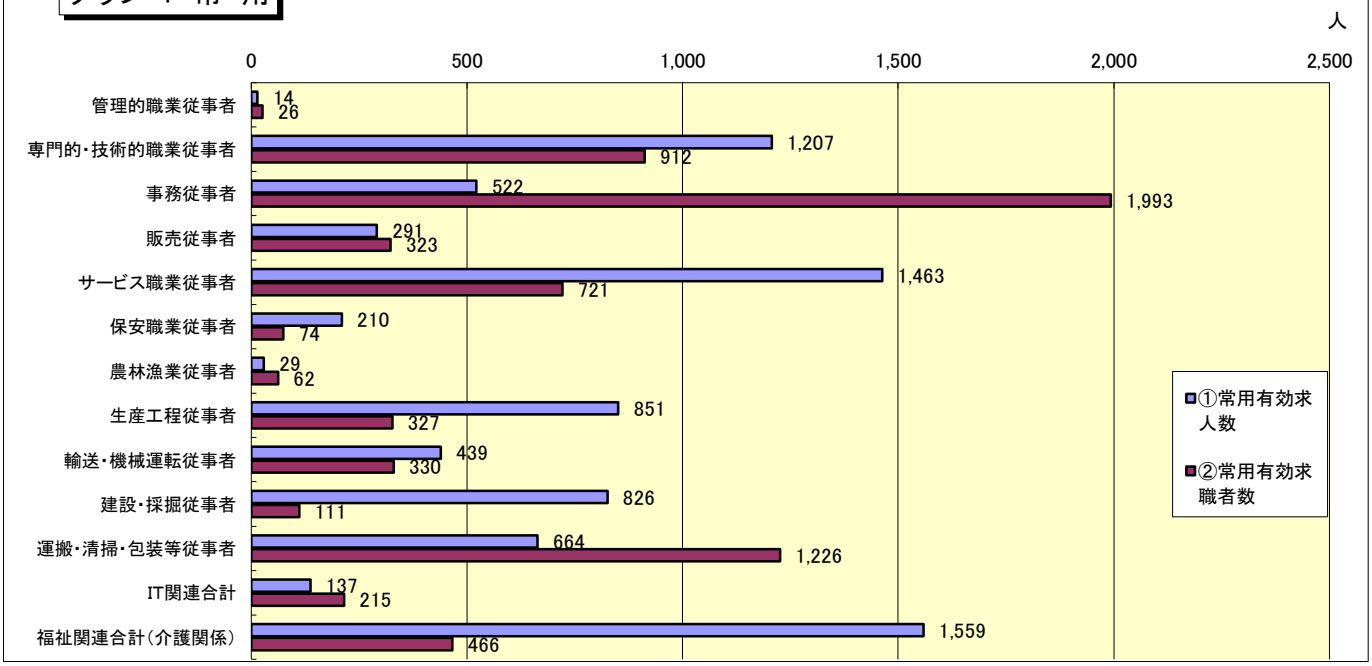
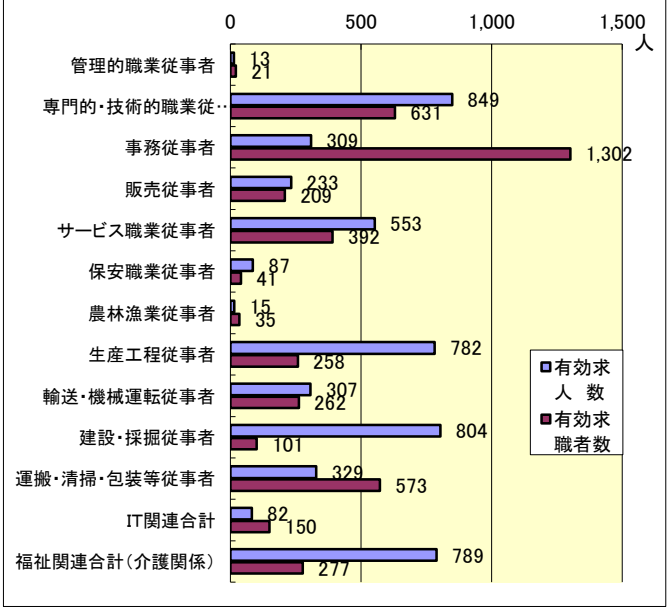


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

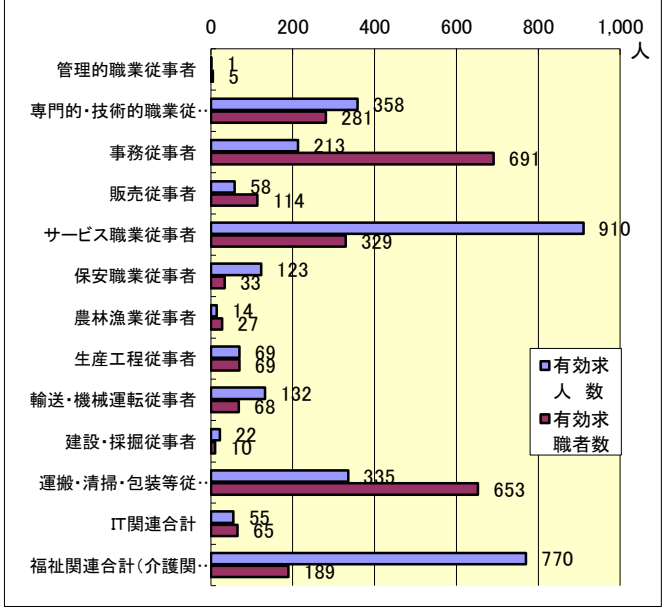
	①常用有効求人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	6,516	6,105	1.07	4,281	3,825	1.12	2,235	2,280	0.98
管理的職業従事者	14	26	0.54	13	21	0.62	1	5	0.20
専門的・技術的職業従事者	1,207	912	1.32	849	631	1.35	358	281	1.27
事務従事者	522	1,993	0.26	309	1,302	0.24	213	691	0.31
販売従事者	291	323	0.90	233	209	1.11	58	114	0.51
サービス職業従事者	1,463	721	2.03	553	392	1.41	910	329	2.77
保安職業従事者	210	74	2.84	87	41	2.12	123	33	3.73
農林漁業従事者	29	62	0.47	15	35	0.43	14	27	0.52
生産工程従事者	851	327	2.60	782	258	3.03	69	69	1.00
輸送・機械運転従事者	439	330	1.33	307	262	1.17	132	68	1.94
建設・採掘従事者	826	111	7.44	804	101	7.96	22	10	2.20
運搬・清掃・包装等従事者	664	1,226	0.54	329	573	0.57	335	653	0.51
IT関連合計	137	215	0.64	82	150	0.55	55	65	0.85
福祉関連合計（介護関係）	1,559	466	3.35	789	277	2.85	770	189	4.07

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産 業 別 求 人 賃 金 一 覧 表

令和7年10月分

ハローワーク千葉南

産業別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	331,000	1,480
総合工事業	341,000	1,370
E 製造業	266,000	1,190
食料品製造業	199,000	1,140
繊維工業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	260,000	－
印刷・同関連業	218,000	1,170
化学工業	265,000	－
プラスチック製品製造業	275,000	1,170
金属製品製造業	261,000	1,160
生産用機械器具製造業	330,000	1,350
電気機械器具製造業	250,000	1,170
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	233,000	－
輸送用機械器具製造業	325,000	－
（自動車・同附属品製造業）	325,000	－
（精密機械器具等）	－	－
その他の製造業	247,000	1,230
G 情報通信業	245,000	1,350
H 運輸業，郵便業	259,000	1,240
I 卸売業，小売業	260,000	1,270
卸売業	248,000	1,170
小売業	271,000	1,280
J 金融業，保険業	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	253,000	1,280
M 宿泊業，飲食サービス業	265,000	1,250
宿泊業	－	1,230
飲食店	315,000	1,220
O 教育，学習支援業	278,000	1,550
P 医療，福祉	261,000	1,460
医療業	255,000	1,460
社会保険・社会福祉・介護事業	266,000	1,470
Q 複合サービス事業	320,000	－
R サービス業（他に分類されないもの）	247,000	1,270

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中 途 採 用 時 賃 金 月 額

【 令和7年7月～令和7年9月 】

千葉労働局

（単位：千円）

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数（単位：人）
産業別	農業、林業、漁業	221	201	203	224	222	220	233	223	226	251	212	226	227
	鉱業、採石業、砂利採取業	235	0	240	0	0	222	0	0	260	213	180	310	7
	建設業	269	221	231	260	268	288	283	295	299	323	285	264	3,614
	製造業	256	201	216	223	233	250	257	302	316	329	337	232	2,537
	電気・ガス・熱供給・水道業	560	0	189	284	374	459	680	684	678	786	390	0	49
	情報通信業	309	0	232	251	346	386	351	420	340	446	219	277	223
	運輸業、郵便業	273	232	253	260	281	276	288	279	281	281	278	236	2,572
	卸売業、小売業	256	202	219	253	261	265	279	272	269	270	253	207	2,859
	金融業、保険業	250	0	199	220	238	283	224	228	266	365	216	410	285
	不動産業、物品賃貸業	276	184	244	260	264	270	282	282	325	320	281	283	449
	学術研究、専門・技術サービス業	294	179	237	254	271	313	311	365	351	349	316	308	781
	宿泊業、飲食サービス業	252	222	239	250	246	267	281	262	261	266	236	213	755
	生活関連サービス業、娯楽業	259	226	228	255	275	275	273	269	284	258	269	237	798
	教育、学習支援業	265	210	211	258	264	257	278	302	275	305	271	226	289
	医療、福祉	261	204	232	268	276	264	269	266	261	259	247	238	5,544
	複合サービス事業	249	0	219	239	245	261	295	227	263	200	0	0	54
	サービス業（他に分類されないもの）	248	210	231	239	253	254	271	281	262	245	237	200	2,153
	公務（他に分類されるものを除く）・その他	240	232	238	204	238	229	235	240	239	275	247	200	92
職業別	専門的・技術的職業	287	209	238	281	299	296	301	307	295	298	293	282	4,566
	管理的職業	356	237	243	281	308	312	377	367	410	481	399	350	489
	事務的職業	272	200	225	249	263	274	275	296	295	335	287	240	2,960
	販売の職業	249	205	226	244	253	258	268	262	272	252	240	229	1,519
	サービスの職業	239	214	221	234	238	242	250	257	249	246	234	218	5,995
	保安の職業	217	220	221	215	224	245	220	240	229	228	202	193	299
	農林漁業の職業	218	196	200	223	222	231	221	211	229	230	207	198	210
	運輸・通信の職業	268	216	248	255	267	269	281	276	278	280	271	230	2,648
	生産工程・労務の職業	261	220	231	251	259	278	278	290	286	294	271	243	4,602
規模別	4人以下	264	221	234	265	270	280	277	270	272	278	277	235	2,641
	5～ 29人	259	216	230	247	255	263	273	275	281	288	270	235	7,704
	30～ 99人	265	215	229	252	262	268	277	289	283	286	274	234	5,476
	100～299人	268	207	232	253	265	280	290	295	283	286	275	262	3,138
	300～499人	236	213	219	217	218	237	239	281	270	274	245	199	1,602
	500～999人	286	228	247	280	314	297	283	307	294	294	271	272	1,334
	1,000人以上	268	188	211	273	313	293	307	286	246	270	217	247	1,393

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 【令和7年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局

月額（単位：千円）

地域別・学歴別 / 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中　学	高　校	短　大	大　学	中　学	高　校	短　大	大　学
合　　計		－	213	235	263	183	211	226	250
産業別	農業、林業、漁業	－	－	＊　228	－	－	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	＊　198	－	＊　241
	建設業	－	202	＊　238	262	＊　172	228	236	268
	製造業	－	217	230	254	－	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	＊　241	－	－	－	212	＊　265	253
	情報通信業	－	－	＊　200	＊　222	－	220	213	243
	運輸業、郵便業	－	216	＊　206	264	－	218	222	248
	卸売業、小売業	－	203	248	247	＊　189	208	212	241
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	215	＊　214	249
	不動産業、物品賃貸業	－	－	＊　215	＊　245	＊　200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	－	200	＊　211	228	－	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	－	＊　190	＊　260	＊　227	＊　195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	－	218	227	＊　228	－	209	223	240
	教育、学習支援業	－	－	261	＊　265	－	202	237	262
	医療、福祉	－	202	230	275	＊　196	203	231	255
	複合サービス事業	－	＊　201	－	＊　206	－	200	＊　213	227
	サービス業（他に分類されないもの）	－	203	＊　245	257	－	218	218	246
	公務（他に分類されるものを除く）、その他	－	－	－	－	－	－	－	＊　239
職業別	専門的・技術的職業	－	214	239	274	＊　190	211	231	256
	管理的職業	－	＊　202	－	＊　350	－	215	226	298
	事務的職業	－	213	224	243	－	208	213	246
	販売の職業	－	199	255	250	－	211	216	244
	サービスの職業	－	206	226	248	＊　203	208	227	241
	保安の職業	－	－	－	＊　246	＊　200	222	222	237
	農林漁業の職業	－	－	＊　223	＊　216	－	＊　205	221	225
	運輸・通信の職業	－	201	＊　201	＊　224	＊　190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	－	221	240	248	＊　164	214	225	246
規模別	29人以下	－	195	230	235	＊　171	211	227	243
	30人～99人	－	212	232	240	＊　200	210	227	249
	100人～299人	－	214	223	260	－	210	226	248
	300人以上	－	216	245	271	－	213	224	251
対　象　人　員　（人）		0	425	166	367	12	2,666	2,107	6,228

（注1）　賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

（注2）　毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

千葉県の最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

厚生労働省
最低賃金特設サイト

千葉労働局

労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（　）内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,075（1,010）	65	令和7年 10月4日
青　森	1,029（953）	76	令和7年 11月21日
岩　手	1,031（952）	79	令和7年 12月1日
宮　城	1,038（973）	65	令和7年 10月4日
秋　田	1,031（951）	80	令和8年 3月31日
山　形	1,032（955）	77	令和7年 12月23日
福　島	1,033（955）	78	令和8年 1月1日
茨　城	1,074（1,005）	69	令和7年 10月12日
栃　木	1,068（1,004）	64	令和7年 10月1日
群　馬	1,063（985）	78	令和8年 3月1日
埼　玉	1,141（1,078）	63	令和7年 11月1日
千　葉	1,140（1,076）	64	令和7年 10月3日
東　京	1,226（1,163）	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225（1,162）	63	令和7年 10月4日
新　潟	1,050（985）	65	令和7年 10月2日
富　山	1,062（998）	64	令和7年 10月12日
石　川	1,054（984）	70	令和7年 10月8日
福　井	1,053（984）	69	令和7年 10月8日
山　梨	1,052（988）	64	令和7年 12月1日
長　野	1,061（998）	63	令和7年 10月3日
岐　阜	1,065（1,001）	64	令和7年 10月18日
静　岡	1,097（1,034）	63	令和7年 11月1日
愛　知	1,140（1,077）	63	令和7年 10月18日
三　重	1,087（1,023）	64	令和7年 11月21日
滋　賀	1,080（1,017）	63	令和7年 10月5日
京　都	1,122（1,058）	64	令和7年 11月21日
大　阪	1,177（1,114）	63	令和7年 10月16日
兵　庫	1,116（1,052）	64	令和7年 10月4日
奈　良	1,051（986）	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045（980）	65	令和7年 11月1日
鳥　取	1,030（957）	73	令和7年 10月4日
島　根	1,033（962）	71	令和7年 11月17日
岡　山	1,047（982）	65	令和7年 12月1日
広　島	1,085（1,020）	65	令和7年 11月1日
山　口	1,043（979）	64	令和7年 10月16日
徳　島	1,046（980）	66	令和8年 1月1日
香　川	1,036（970）	66	令和7年 10月18日
愛　媛	1,033（956）	77	令和7年 12月1日
高　知	1,023（952）	71	令和7年 12月1日
福　岡	1,057（992）	65	令和7年 11月16日
佐　賀	1,030（956）	74	令和7年 11月21日
長　崎	1,031（953）	78	令和7年 12月1日
熊　本	1,034（952）	82	令和8年 1月1日
大　分	1,035（954）	81	令和8年 1月1日
宮　崎	1,023（952）	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026（953）	73	令和7年 11月1日
沖　縄	1,023（952）	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121（1,055）	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金制度　検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げ特設ページ　検索
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R7.9）